

## 白馬村保健事業計画について

### 1. 趣 旨

「白馬村保健事業計画」は、本村独自の健康課題に即した健康づくりや疾病予防を推進するため、その具体的な方策を示す「白馬村健康増進計画」に定めた施策について、実際の事業運営をどのように実施していくかについて明示する。

### 2. 計画の期間

計画期間は1年間とする。(毎年度策定)

### 3. 計画策定の時期

毎年2月に「白馬村健康づくり推進協議会」を開催し、翌年度の計画について協議する。

### 4. 計画の内容

次の各事業に属する、それぞれの個別事項について、その目的、対象、方法等について記載する。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 母子保健事業      | (6) 予防接種事業      |
| (2) 健康教育・健康相談事業 | (7) 介護予防事業      |
| (3) 各種検診・健康診査事業 | (8) 地区組織育成      |
| (4) 精神保健事業      | (9) 特定健診・特定保健指導 |
| (5) 感染症予防事業     |                 |

### 5. 事業評価

本計画に沿って実施された事務事業について、毎年度、評価・検証を行い、次年度以降の計画に反映させる。

評価・検証は、毎年8月に「白馬村健康づくり推進協議会」を開催し、前年度の事務事業に関して実施する。また、健康増進計画に定めた評価指標のうち、定期的に把握することができる指標により、村民の健康状態の動向を分析する。